

発行日：令和2年7月1日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

持続化給付金の請求

新型コロナウイルスの影響により、売上が大幅に減少して大変苦勞されている方も多数おられると思います。

そのような時、一定の基準に当てはまれば、国に請求することによりもらえる給付金があります。

それが持続化給付金です。

テレビ等で大々的に報道されていますので、ご存じの方も多いのではないかと思いますが、いま一度受給条件等を確認してみましょう。

1 受給条件

(1) 2020年の特定の月の売上が前年同月の売上と比較して50%以上減少していること。

例をあげると、2019年7月の売上が150万円とした場合、2020年7月の売上が150万円の半分75万円以下ということになります。

(2) 2019年以前から事業収入があり、今後も事業を継続していく意思があること。

(3) 法人の場合、資本金10億円未満または常時雇用する従業員が2千人以下であること。

これらの条件全てに該当すれば受給することができます。

2 給付金額

給付される金額は、最高法人が200万円、個人が100万円となっています。

3 給付金額の計算方法

(1) 受給要件(1)に該当する月の売上を12倍する。

(2) 個人の場合には2019年分売上金額、法人の場合には受給要件(1)に該当する月の前期末の年間売上高から上記(1)の金額を差し引きます。

この金額と給付最高額を比べて、どちらか少ない金額が支給されます。

例をあげると、2020年7月の売上金額が70万円（2019年7月の売上金額は150万円）、2020年3月期の売上金額が1800万円とした場合

2020年3月期の売上金額1800万円－2020年7月の売上金額70万円×12
＝960万円

960万円と法人の最高額200万円を比べ、少ないほうの金額200万円が支給額となります。

3 請求方法

請求方法は、ネットから必要事項を書き込み、必要書類をPDFファイルで添付する方法で行い

ます。ネット環境がないと請求することができません。

給付金の額は多くはないかもしれませんが、減少した売上の一部にもなれば、よいのではないのでしょうか。

この内容の興味があり、前年と比較して売上金額が50%以上減額しているのではないかと、またこれから前年より売上が50%以上減るのではないかとおわれている方は、担当者にぜひ相談してみられることをお勧めいたします。

これからも半年に一度くらいお会いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

(関 知之)

あ と が き

梅雨に入り、日を増すごとに暑い日が続く季節になりました。

毎年、熱中症対策について注意喚起がされていますが、今年は新型コロナウイルス対策も必須となる夏になります。

水分補給・塩分接種はもちろん、今年は更に他者との飛沫感染を防ぐためにマスクの着用が必須になりますが、夏の猛暑に通気性の悪いマスクだと熱が籠る不快感や体温上昇で熱中症になる可能性があります。

ユニクロ等には通気性の良いマスクが販売されていますが、即完売となり買い手全員に行き渡っておらず、結果マスクをせず出歩く人が増える懸念があります。

外にいる時は、1メートル以上間隔を開けておけば、マスクは外してもよいと言われていますが、都市など人口が多い場所で行うには少し難しいような気がします。

自粛解除もされたこれからは、夏祭りなど人口密集のイベントが多くなりますが、熱中症対策にコロナウイルス感染対策をした上で楽しく夏を謳歌できれば良いと思います。

(松本 志緒)

税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ株式会社

川崎市川崎区東田町 11-22 F T Kビル 5F

☎044-230-4110 📠044-230-4111 U R L : <https://partners.co.jp>

【アクセス】

